

# 民 事 法

## 解答上の注意

1. 問題用紙は3頁、解答用紙は3枚（各問について1枚）、下書用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
3. すべての問題に解答してください。民法 第1問、民法 第2問、民事訴訟法の配点比率は、1：1：1です。
4. 解答用紙は、問題ごとに異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
5. 解答は横書きにして、1問につき1枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、すべて提出してください。
6. 解答用紙の余白は採点者が使用するので、誤字脱字の訂正のほかは使わないでください。
7. 問題の内容についての質問には、応じません。
8. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙と下書用紙は、持ち帰ってください。

## 民法 第1問

以下の各問に答えなさい。なお、解答に際しては、条文を指摘し（「第〇条によれば」と指摘すれば足り、条文の文言を引用する必要はない）、必要があれば適宜場合分けをしなさい。

(1) A は、自己所有の建物（以下「甲建物」とする）を「昔の有名建築家 B が設計した歴史的に貴重な建物である」と偽って C に売却し引き渡して登記も移転したが、その直後、第三者の放火によって甲建物は焼失してしまった（敷地については考慮しなくてよい）。その後、C が、甲建物は B の設計による貴重な建物ではないことに気がついて、A の詐欺を理由として売買契約を取り消したとする。この場合、その清算はどのように行われるべきか、あなたの見解に対する批判をも考慮しながら、検討しなさい。

(2) 上と同じ事実関係で、ただ、A も、甲建物は B の設計による歴史的に貴重な建物と誤信していた場合、C は、どのような主張をすることができるか（第 562 条以下の契約不適合責任は考慮しなくてよい）。また、契約の清算が必要となったとき、その清算はどのように行われるべきか。あなたの見解に対する批判をも考慮しながら、検討しなさい。

民法 第2問

以下の各問に答えなさい。なお、解答に際しては、条文を指摘し（「第○条によれば」と指摘すれば足り、条文の文言を引用する必要はない）、必要があれば適宜場合分けをしなさい。

Aは、自己が所有する不動産甲を代金1500万円でBに売る契約を締結し、代金の一部（500万円）の支払と引換えに甲をBに引き渡し、残代金の支払後速やかに甲の所有権移転登記手続をすることをBと約束した。その後、Aは、債務超過に陥り、金策に困っている窮状を伯父のCに打ち明け、甲をCに贈与した。その後、Cは甲をDに譲渡し、 $A \Rightarrow C \Rightarrow D$ の所有権移転登記手続が行われた。

(1) DがBに甲の明渡しを求めた場合、Bは明渡しを拒否するために、どのように反論することが考えられるか。また、その反論は認められるか、論じなさい。

(2) Bが甲の取得をあきらめて、Aに支払った500万円を確実に返還してもらいたい場合、誰を相手取り、どのような請求をすることが考えられるか。また、その請求は認められるか、論じなさい。

## 民事訴訟法

X は、Y 学校法人との間で学習用タブレットを売却する契約を締結し、目的物を Y に引き渡したが、代金 300 万円の支払を受けていないと主張し、Y に対して 300 万円の支払を求める訴えを提起した。これを前提として下記の各問に答えなさい。なお各問は独立したものとして扱うこと。

(1) XY 間の売買契約書には Y 理事長 A との記載があったが、X が念のために Y の法人登記簿を調査したところ、Y 理事長は A である旨記載されていたため、訴状には被告として Y を、代表者として理事長 A の名前を記載した。訴状の副本と期日呼出状は、A の住所に宛てて送達がなされた。ところが、この訴えを提起する 3 か月前に、A は理事会で理事長と理事の地位を解かれて、新たな理事長として B が選任されていた。送達を受けた A は、自分には無関係の事件であると考えてこれを放置したため、Y 側は誰も口頭弁論に出頭することはなく、X 勝訴判決が出された。判決も A 住所宛に送達がされたが、送達から 1 か月たった後に不安になった A は、Y にこの事実を伝えた上で、Y 理事長 A 名義で控訴を提起し、自分は Y の代表者ではないので、第一審判決は取り消されるべきであると主張した。控訴審裁判所はどうすべきか。

(2) Y の訴訟代理人は第 1 回口頭弁論期日において、タブレットを購入した事実を争いつつも、仮に購入したとしても売買代金はすでに支払済みであると主張した。これに対して X の訴訟代理人は、Y の主張をすべて否認する旨の陳述をした。争点整理手続を経て証拠調べをする中で、裁判所は、XY 間でタブレットの売買契約が締結され、X は目的物を引き渡して Y から代金 300 万円の支払を受けたが、そのうちの 100 万円は、別の職員用ノートパソコンの売買契約の代金として支払われたものであるという心証を得た。ただし、XY ともに従前の主張を変更していない。裁判所はどのような判決を出すことになるのか、問題点を踏まえて論じなさい。